

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区九段南四丁目2番9号シルキーハイツ九段南701

氏名 株式会社一不二総業
代表取締役 齋藤 和行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 6月11日

許可の有効年月日 平成35年 6月10日

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 収集・運搬(積替え保管を含む)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき
類、動物の死体、ばいじん
(石綿含有産業廃棄物を含む) (水銀使用製品産業廃棄物を含む) (以上17種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コン
クリート・陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり) (以上8種類)

2 積替え保管施設 (詳細は裏面)

施設所在地: 東京都足立区加賀一丁目1番6号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 6月 11日 新規許可
平成 30年 6月 11日 更新許可 第 5 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

認定番号: 4-17-E0015

産廃プロフェッショナル

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



(裏面)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区加賀一丁目1番6号

積替え保管面積：198.35㎡ 最大保管高さ：1.8m

産業廃棄物の種類	保管量	
燃え殻	ドラム缶1本	0.20 m ³
汚泥	ドラム缶1本	0.20 m ³
廃油	一斗缶20本	0.40 m ³
廃酸	ポリ容器20本	0.36 m ³
廃アルカリ	ポリ容器20本	0.36 m ³
廃プラスチック類	コンテナ1個	8.0 m ³
	直置き (発泡スチロールに限る)	14.0 m ³
金属くず	コンテナ1個	8.0 m ³
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	コンテナ2個	16.0 m ³
	ドラム缶16本	3.20 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(廃家電に限る)	直置き	7.48 m ³
汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く)に限る)	ペール缶20本	0.48 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る)	直置き	3.23 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(廃水銀体温計、廃水銀式血圧計(いずれも水銀使用製品産業廃棄物)に限る)	受皿	1.89 m ³
合計保管量		63.80 m ³

(以下余白)



この印刷物は、印刷用の紙をリサイクルできます。